



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025年7月25日

No. A&S_34

OBBBA 法案が7月4日に正式成立 — 法案全体概要と日本企業への影響まとめ

執筆者：ニューヨーク州弁護士* [トラブカーニ 玲子](#)

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. はじめに

米国東部時間7月4日午後、トランプ大統領が「One Big Beautiful Bill Act（「一つの大きくて美しい法案」、以下OBBBA。通称、トランプ減税法案）に署名し、本法案は正式に法律として成立しました¹。本ニュースレターでは、OBBBAの全体概要をお伝えすると共に、日本企業に関係が深いポイントに焦点を当てて整理します。

2. OBBBAとは

OBBBAは、共和党主導の下、上下両院を通じて成立した総額2兆ドル超の大型法案で、以下5つの柱で構成されています。

- 1) 減税措置の恒久化・拡充
- 2) Medicaid・SNAPなど社会保障支出の削減
- 3) 再生可能エネルギー支援制度の段階的縮小
- 4) 国防・国境関連予算の大幅増額
- 5) 債務上限引上げと財政赤字容認

当初法案に含まれていた、外国投資家への追加課税に関するセクション899（内国歳入法899条）は法案から削除され、日本企業や機関投資家にとって安心材料となりました。

3. 法案成立までの経緯

本法案は、2025年5月22日下院で初回可決、同年7月1日に上院可決、同3日に下院に再回付された修正法案の可決を経て、同4日にトランプ大統領が署名し、法律として成立しました。

¹ 原文は次のリンク先から参照可。

<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/1/text>

4. 日本企業に関係する主要ポイント

1) 減税の恒久化による財務戦略の安定化

OBBBAにより、法人税・所得税の減税措置が恒久化され、税制の安定性が向上することが見込まれます。この機会に、日本企業は米国子会社・関連会社を含めた税務戦略、資本配分、投資回収計画を中長期的視点から見直すことが求められ、特に、グループ全体のタックス・プランニングや移転価格方針について、米国税制を最大限活用できるよう再設計を検討する余地が生じると考えられます。

2) 再生可能エネルギー支援の段階的縮小

OBBBAにより、再エネ分野の税額控除は段階的に縮小される見込みです。既に米国で再生エネルギー案件に関与する日本企業や、今後進出を検討している企業においては、既存案件の採算性や投資回収計画の再検討の余地が生じると考えられます。また、エネルギー事業における各種契約条件（価格条項、インセンティブ条項、リスク分担条項等）の見直し・交渉も急務となります。

3) 社会保障支出削減（Medicaid²・SNAP³）

低所得者向け医療・福祉支出が削減され、関連市場やサービス事業への影響が懸念されます。Medicaid・SNAPといった米国の社会保障制度が削減対象となったことで、低所得層を中心とする顧客基盤に依存する医療・福祉関連ビジネスは、需要の減少やサービス利用者の属性変化に直面する可能性があります。これに伴い、日本企業は市場規模や需要動向の変化を分析の上、対象顧客層の多様化や提供サービスの再定義を検討する必要性が生じる可能性があります。

4) 国防・国境予算の大幅増額

防衛と国境警備の予算が強化され、インフラ・警備関連ビジネスに新規機会が生まれる可能性があります。国防・国境関連の予算大幅増額により、米国市場においてインフラ整備、防衛関連、警備・セキュリティ分野で新規事業やプロジェクト参加の機会が拡大することが見込まれます。これら分野に関連する製品・サービス・技術を持つ日本企業は、米国政府・州政府・地方自治体の調達情報を積極的に収集し、現地パートナー企業との協業やジョイントベンチャー設立を視野に入れた、具体的な事業戦略の策定を検討する余地があると考えられます。

5) 債務上限引き上げ・財政赤字の拡大

OBBBAの一環として、米政府の債務上限を現行の約36兆ドルから約5兆ドルへと引上げられ、財政赤字は10年で3.3兆ドル拡大の見通しです。これを受け、為替・金利リスクへの対応が急務となる可能性があります。日本企業は、マクロ経済変動を前提とした資金調達計画やヘッジ戦略（為替予約・スワップ等）の見直しを行い、金利・為替変動リスクを最小化する体制を整備する余地があると考えられます。

² Medicaid（メディケイド）は、低所得者層や障害者を対象とした米国の公的医療扶助制度です。州政府と連邦政府が共同で運営しており、所得水準や資産状況に応じて医療費の自己負担が軽減される仕組みです。なお、Medicaidと混同されやすい制度としてMedicare（メディケア）がありますが、これは主に65歳以上の高齢者や特定の障害者を対象とした連邦政府運営の医療保険制度であり、所得制限は設けられていません。（Medicaidは「低所得者支援」、Medicareは「高齢者・障害者支援」という目的を異にする制度です）

³ SNAP（スナップ：Supplemental Nutrition Assistance Programの略）は、いわゆるフードスタンプ制度であり、低所得世帯に対して食料品購入のための金銭的補助を提供する米国の公的支援制度です。

5. 今後の見通しと留意点

2025年以降、段階的に法制度の施行が進む見込みです。また、今後CBO（米議会予算局）による中期的財政影響の分析結果が公表される予定であり、市場や政策議論への影響が想定されます。

さらに、2024年11月の大統領選挙結果を受けて、税制・財政政策の具体的な方向性が今後数年の間に本格的に示されていく見込みです。加えて、次回2028年11月の大統領選を見据え、中長期的な政策動向や議会勢力図の変化にも注意を払う必要があります。

6. 結び

OBBBAは米国の政策方向性に大きな影響を及ぼす包括法です。「セクション899」削除により日本企業への税負担増が回避された半面、多くの分野で再評価が不可欠となります。

執筆者・お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

ニューヨーク州弁護士* [トラブカーニ 玲子](#) (アソシエイト、ニューヨーク州弁護士会)

Email: reiko.torabkhani@aplaw.jp

*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）


福岡提携オフィス | Fukuoka
Affiliate Office
(A&S 福岡法律事務所弁護士法人)
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階


ニューヨーク提携オフィス | New
York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th
Floor
New York, New York 10036


ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United
Kingdom


フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpernTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany


ブリュッセルオフィス | Brussels
Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium


ホーチミンオフィス | Ho Chi
Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street, Sai Gon
Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam
